

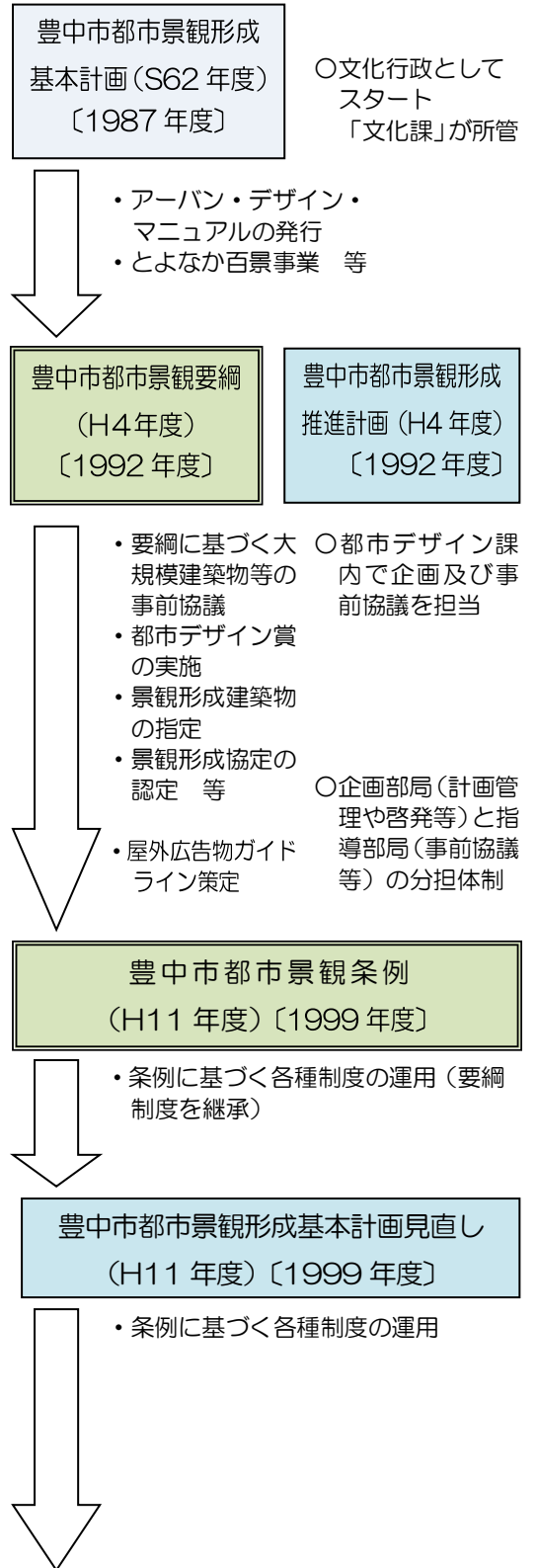
## 1. これまでの豊中市の都市景観形成の取り組み

## 【第1段階（1980年代～90年代前半）：アーバンデザインの時代】

- この段階は、アメニティ志向の高まり等を受け、駅前広場や都市公園の整備が進められる等「アーバンデザイン」がキーワードとなる時代でした。
- 本市の景観行政は文化行政に端を発しており、文化課の所管のもと「緑豊かな生活文化創造都市」を景観の視点から総合的に推進するため、昭和62年度に「豊中市都市景観形成基本計画」を策定しました。
- 基本計画のもと、魅力ある都市空間の創造を図るため、「アーバン・デザイン・マニュアル」シリーズを発行するとともに、景観への関心を高める施策として「とよなか百景事業」等に取り組んできました。
- その後、専門部署として都市デザイン課を設置、平成4年度に「豊中市都市景観要綱」を制定し、大規模建築物等の事前協議等、現行制度の基礎となるしくみを整備しました。
- この段階から、「豊中市まちづくり条例」の施行やまちづくり実践大学の開催により、市民参加のまちづくりが広がっていきました。

## 【第2段階（1990年代後半～2000年代前半）：環境の時代】

- この段階は、地球環境問題が顕在化し、市民の環境への関心も高まった「環境」の時代でした。
- 本市の景観行政も、環境づくりの一環として位置づけ、より専門的に施策の推進を図るため、企画部門を環境の部署へ、指導部門は建築の部署へと分担制を取り入れました。
- そして、「豊中市都市景観条例」の制定を経て、景観施策の充実を図るとともに、みどりや環境行政、建築行政等と総合的に景観行政を推進してきました。
- 一方、バブルの崩壊といった経済情勢の悪化を受け、大規模開発によるまちづくりが徐々に見直されるとともに、阪神・淡路大震災の発生を契機に、市民主体のまちづくりや地域コミュニティの重要性がクローズアップされた時代でもあり、まちづくり協議会等地域が主体となったまちづくりの重要性が理解され、取り組みの広がりを見せた時期でもありました。
- その成果として、景観形成協定が締結される等、地域特性に応じた景観形成の取り組みも進み出しました。

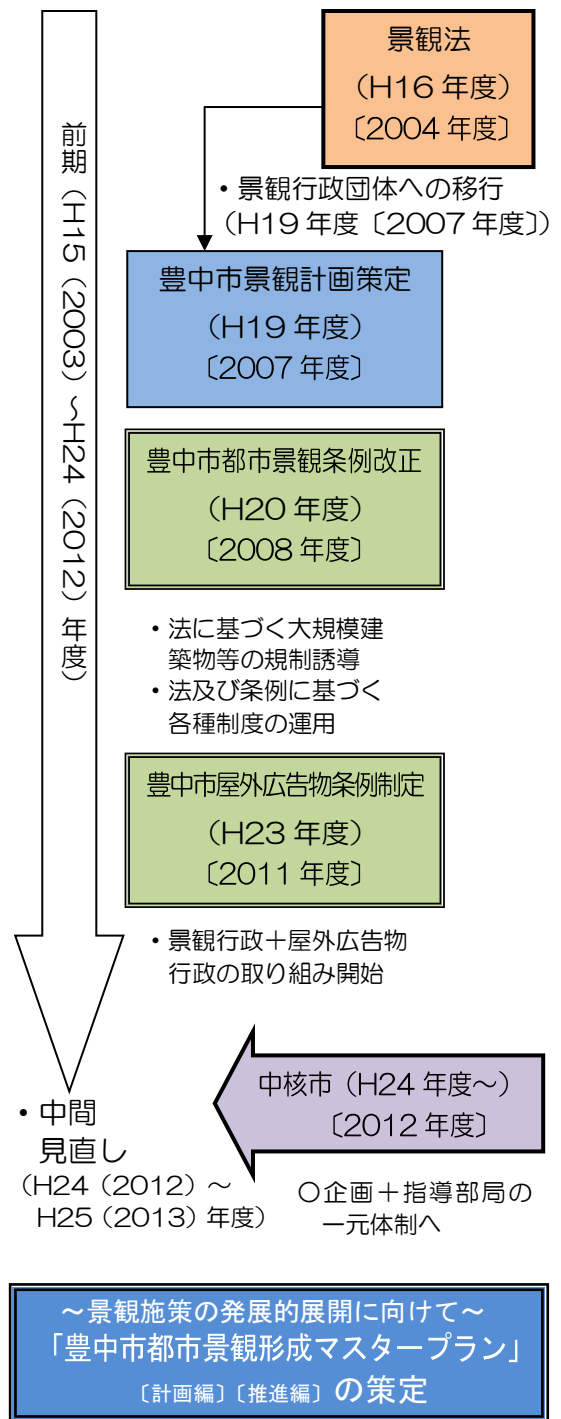


**【第3段階（2000年代後半～）：景観の時代】**

- この段階は、全国的な景観形成への機運の高まりを受け、平成16年（2004年）には「景観法」が制定される等、景観に着目したまちづくりが一気に広がる「景観」の時代でした。
- 本市においても、景観法に基づく強制力のある規制手法等を取り入れるため、景観行政団体へ移行し、「豊中市景観計画」を策定しました。
- その一方で、大規模敷地の土地利用転換や、既存の住宅地の更新等に伴い、景観資源の変化・喪失等も見られるほか、重点的な地区の取り組みが進展しない等、景観まちづくりの停滞も見られるようになりました。

**【第4段階：景観まちづくりに向けて】**

- これからの段階としては、より本市の景観の特徴を伸ばさせていくために、住民主体のまちづくりの取り組みをより一層充実させ、景観まちづくりの取り組みを積み上げていく動きを促すことが重要です。そのためには、関連する法制度も活用しながら、市民・事業者・行政等の協働で推進していくことが必要です。
- そのため、「豊中市都市景観形成基本計画」に「豊中市景観計画」を融合させるとともに、中核市移行に伴って整備した屋外広告物の誘導規制のしくみや、都市計画等の関連法制度を連携させ、総合的、体系的に取り組むための計画として「豊中市都市景観形成マスタープラン」を策定することとしました。
- この新たな計画のもと、景観行政においては啓発・誘導・規制まで総合的に取り組む体制も整え、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進していく考えです。



## 2. 計画の目的

本市では、個々のまちなみが有する特性や課題に応じて、行政だけではなく市民・事業者・NPO等あらゆる主体が自主的かつ、主体的な取り組みのもと、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを進めていきたいと考えています。

そのためには、景観を身近なものと感じながら意識を高め、その必要性や重要性を理解したうえで、誰しものが自ら良好な景観形成に向けた取り組みに携わってもらうことが必要となります。

そこで、景観形成に関する考え方を幅広い視点からとらえ、各主体の協働と連携の取り組みをさらに多角的に進めていくために、景観を主眼とした法令等を示すことにとどまることなく、関連法令や制度を総合的・体系的に表しながら、これからの豊中市の良好な都市景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的として、本計画を策定するものです。

### ① 「豊中市都市景観条例」及び「景観法」に基づく都市景観形成を総合的に推進するための計画（マスタープラン）

本計画は、本市の長期的な都市景観形成の方向性をさし示す羅針盤であり、都市景観形成全般にわたる総合的な計画です。

具体的には、「豊中市都市景観条例」に基づく自主性や創意工夫を重視する柔軟な取り組み（誘導・啓発）と、「景観法」に基づく法的根拠を備えた取り組み（規制）の双方の特徴を最大限発揮させた両輪での運用を図るとともに、関連する法制度も最大限活用する等、都市景観の形成を総合的に推進するための計画です。

### ② 「豊中市総合計画」と関連する諸計画の方針に基づく景観面からの施策体系の確立

本市の最上位計画である「豊中市総合計画」や関連計画に位置づけられた内容、施策を踏まえ、良好な都市景観形成に向けた施策体系を確立するとともに、相互の連携による取り組みを示した計画です。

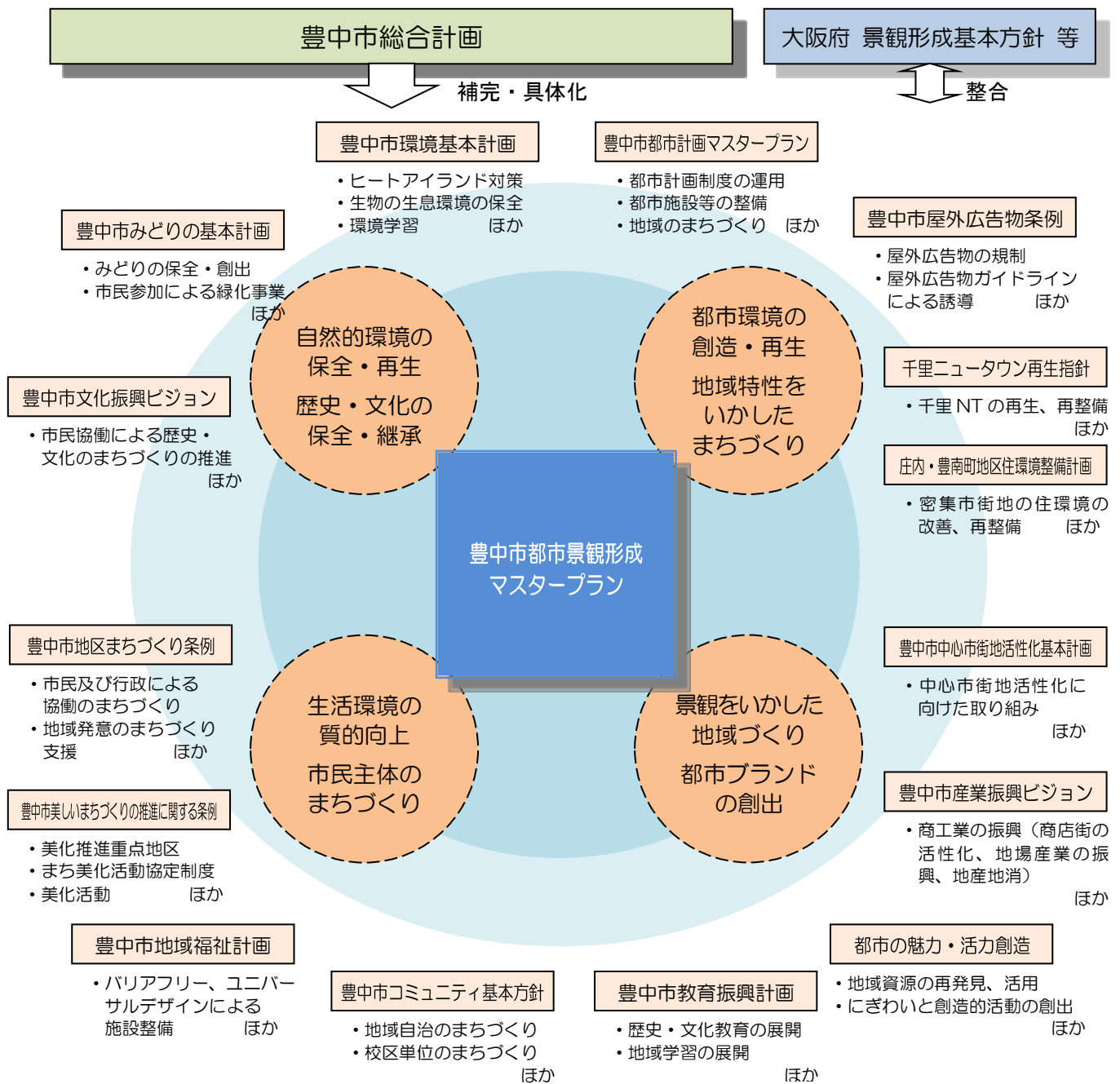
### ③ 市民・事業者・NPO・行政の協働と連携による取り組みのための指針

地域の景観まちづくりに市民・事業者・NPOが主体的に関わり、協働で取り組むことのできる計画として、地域の様々な取り組みが景観まちづくりへと展開できるよう、支援・誘導方を明記した計画です。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「豊中市総合計画」の示すまちづくり目標に沿って策定された「豊中市環境基本計画」、「豊中市都市計画マスタープラン」、「豊中市みどりの基本計画」、「豊中市文化振興ビジョン」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市コミュニティ基本方針」等の計画・方針、「大阪府景観形成基本方針等」等の府の計画・施策等とも相互に、かつ有機的に連携を図るものです。

具体的には本計画で明記した景観上の重要な要素や都市景観形成の考え方を各分野別計画・事業に反映を求めていくとともに、各種関連計画における景観形成に関わる部分を本計画に取り込んでいます。



【都市景観形成マスタープランと関連計画・方針等との関係】

## 4. 計画の構成

### (1) 計画全体の構成

本計画は、市全域を対象とした計画です。

「豊中市都市景観条例」を根拠とした「基本計画」と、「景観法」を根拠とした「景観計画」からなり、この2つを統合した一対の計画を「都市景観形成マスタープラン」と呼びます。

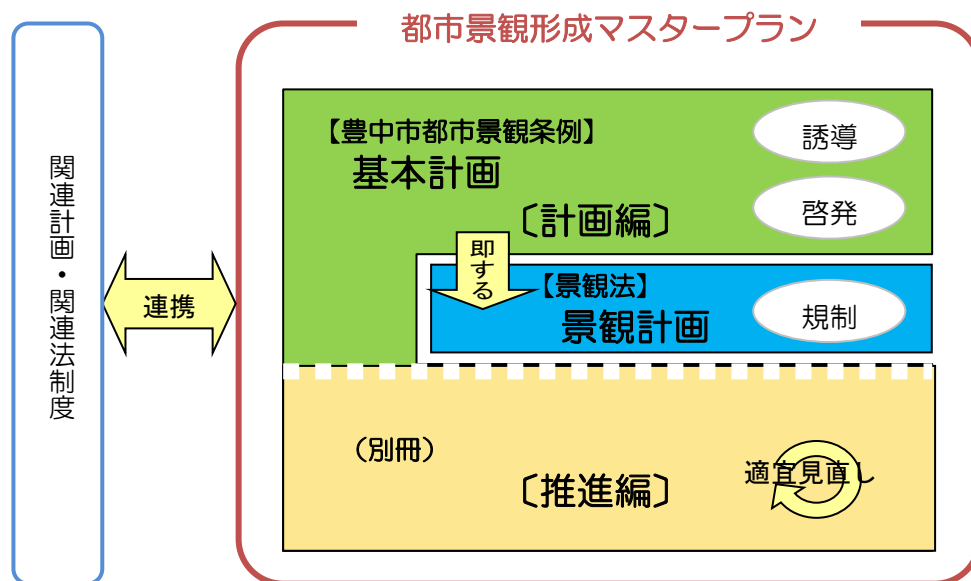
- 基本計画：「豊中市都市景観条例」に基づく計画で、条例では「市長は、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる基本計画を策定しなければならない。」と定められています。

※基本計画では、都市景観に関わる様々な施策を総合的、体系的に取りまとめており、都市景観形成の総合的な方向性を示す〔計画編〕と、推進方策や推進プログラム等を示した〔推進編〕で構成されています。また、〔推進編〕については、課題や状況に応じた取り組みや見直しが柔軟に行えるよう分冊化しています。

- 景観計画：「景観法」に基づく計画で、法では「景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。」ものとされています。

※「景観計画」は、「景観法」において「環境基本計画」との調和及び「都市計画マスタープラン」との適合が求められ、また、「豊中市都市景観条例」第6条（景観計画の策定）では、景観計画は基本計画に即して定めるものとしています。

※「屋外広告物条例」は、屋外広告物法において、「景観計画」に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた場合は、その内容に即して定めるものとされています。



【基本計画、景観計画の関係】

## (2) 計画の構成と内容

都市景観形成マスタープラン	序章 計画の背景と目的	<p>□ : 基本計画 □ : 景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的・普遍的事項として、計画の意義や、本市の景観の特性、それらを踏まえてめざすべき基本目標・基本方針を記載しています。</li> <li>・ 本市の骨格となる景観、及び7つの地域に分けた地域別の景観のめざすべき姿を記載しています。</li> <li>・ 第3章・第4章で示した景観像の実現に向けた取り組みの基本的な考え方や、都市景観条例及び景観法等の運用ならびに関連法制度に関する事項を記載しています。</li> <li>・ 第3章・第4章で示した景観像の実現に向けた重点的な取り組みとして、重点的な地区の考え方・進め方を記載しています。</li> <li>・ 各主体の基本姿勢、審議会の役割分担、計画の進行管理等、基本的事項を記載しています。</li> <li>・ 景観法に基づく景観計画に定める内容を記載しています。</li> <li>・ 都市景観形成推進地区を定めた場合には、その方針・地区基準を記載します。</li> </ul>
	第1章 計画の意義	
	第2章 豊中市の都市景観	
	第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針	
	第4章 めざすべき姿	
	第5章 良好な都市景観の形成に向けて	
	第6章 重点的な地区の景観形成	
	第7章 各主体の役割・取り組み体制	
〔計画編〕	第8章 景観法に基づく事項等 (※法定事項)	
	パート1 「好感」から「共感」へ。 とよなかの景観まちづくり	
	パート2 「とよなかの景観まちづくり」を 推進していくために	
〔推進編〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画編に示す考え方のもと、市民・事業者・NPOが景観まちづくりに取り組むための考え方やヒントを記載しています。</li> <li>・ 計画編に示す考え方のもと、推進施策やプログラム、達成目標等を記載しています。</li> </ul>

※〔推進編〕は別冊として策定